

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

北海道知事 鈴木 直 道

北海道規則第 20 号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「法」という。）の施行については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「省令」という。）、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省令第 69 号）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和 4 年北海道条例第 3 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(仮使用の認定に係る審査の事務)

第 2 条 知事は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 58 第 1 項の登録を受けた者又はこれと同等以上の知識及び経験を有すると認める者（第 4 条第 2 号及び第 5 条第 2 号において「建築基準適合判定資格者等」という。）に、法第 6 条第 2 項ただし書の規定による仮使用の認定に係る審査の事務（法第 3 条第 3 項第 4 号に係る部分に限る。）を行わせることができる。

(申請書の作成)

第 3 条 法第 3 条第 1 項の認定、法第 4 条第 1 項の変更の認定及び法第 6 条第 2 項ただし書の規定による仮使用の認定に係る申請書は、省令第 1 条第 4 号に定める敷地ごとに作成しなければならない。

(畜舎建築利用計画の認定に係る申請書の添付図書)

第 4 条 省令第 64 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる畜舎等（特例畜舎等を除く。第3号及び第8条を除き、以下同じ。）の区分に応じ同表の右欄に定める事項を明示した同表の中欄に掲げる図書。ただし、省令第64条第1項に定める他の図書に当該右欄に定める事項の全てを明示してその図書を同項の申請書に添える場合は、当該中欄に掲げる図書を当該申請書に添えることを要しない。

区分	図書の種類	明示すべき事項
条例第3条の規定が適用される畜舎等	付近見取図	中山間地域、丘陵地等において畜舎等の敷地付近に起伏がある場合、その起伏の水平面に対する高さ及び畜舎等との位置関係
	配置図	畜舎等の敷地に接し、又は近接する崖の形状、土質、水平面に対する高さ及び畜舎等との位置関係
条例第4条の規定が適用される畜舎等	2面以上の立面図	避難口の位置及び構造
条例第8条第1項の規定が適用される畜舎等	付近見取図	畜舎等の敷地に接する道路の種別
	配置図	敷地境界線並びに畜舎等の敷地と接する路地状部分の長さ及び幅員
条例第8条第2項の規定が適用される畜産業用倉庫又は畜産業用車庫	付近見取図	畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の敷地に接する道路の種別
	配置図	敷地境界線並びに畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の敷地と接する路地状部分の長さ及び幅員
条例第9条第1項の規定が適用される畜舎等	付近見取図	畜舎等の敷地に接する道路の種別
	配置図	畜舎等の敷地と道路との境界線及び接道部分の長さ

(2) 建築基準適合判定資格者等による法第3条第3項第4号に

掲げる事項に係る審査を受けた畜舎等にあつては、当該畜舎等が同号に適合することを証する書面

(3) 危険物の貯蔵の用途に供する畜舎等にあつては、別記第1号様式の危険物調書

(仮使用の認定に係る申請書の添付図書)

第5条 省令第76条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 条例第3条、第4条、第6条、第8条又は第9条の規定が適用される畜舎等にあつては、当該畜舎等がそれぞれ当該規定に適合することを確認することができるカラー写真その他知事が必要と認める図面

(2) 建築基準適合判定資格者等による法第3条第3項第4号に掲げる事項に係る審査を受けた畜舎等にあつては、当該畜舎等が同号に適合することを証する書面

(取下届)

第6条 法第3条第1項の認定、法第4条第1項の変更の認定若しくは法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定又は法第10条第1項から第3項までの認可の申請をした者は、当該認定又は認可を受ける前に当該申請を取り下げるときは、遅滞なく、別記第2号様式の取下届を知事に提出しなければならない。

(工事完了届の添付図書)

第7条 法第6条第1項の規定による届出は、省令第75条第1項に掲げる書類のほか、条例第3条、第4条、第6条、第8条又は第9条の規定が適用される畜舎等にあつては、当該畜舎等がそれぞれ当該規定に適合することを確認することができるカラー写真その他知事が必要と認める図面を同項の届出書に添えて行うものとする。

(取りやめ届)

第8条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、遅滞なく、別記第3号様式

の取りやめ届を知事に提出しなければならない。

(利用の状況の報告)

第9条 省令第91条に規定する知事の定める日は、法第3条第1項の認定を受けた日の属する年以後5年ごとの9月30日とする。

(認定等の公表)

第10条 法第3条第6項(法第4条第3項において準用する場合を含む。)及び法第16条第3項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(知事への委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な様式は、知事が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日規則第42号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

危険物調書				
申請者の氏名			工事種別	新築、増築、改築、 その他（ ）
建築位置			防火地域	防火、準防火、指定なし
事業内容			敷地面積	
畜舎等 延べ面積		貯蔵の用途に供する部分の延べ面積		
危険物の種類等				危険物の 最大貯蔵量
種類	類別・品名	性質	用途	
危険物の貯蔵方法その 他の参考となる事項				

- 注1 「危険物の種類等」の欄には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条第1項の表、消防法（昭和23年法律第186号）別表第1及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる名称を記入すること。
- 2 単位は、メートル法によること。

別記第2号様式（第6条関係）

取下届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

次の申請を取り下げますので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第6条の規定により、届け出ます。

記

1 申請の種類

法第3条第1項の認定

法第4条第1項の変更の認定

法第6条第2項ただし書の規定による仮使用の認定

法第10条第1項から第3項までの認可

2 申請年月日

3 取下げの理由

4 備考

別記第3号様式（第8条関係）

取りやめ届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

連絡先

認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等（利用）を取りやめますので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第8条の規定により、届け出ます。

記

- 1 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 2 取りやめの年月日
- 3 取りやめの理由
- 4 備考